

3. おわりに

四方を海に囲まれ、季節や地域毎の海の幸に恵まれた我が国では、船釣りは多彩な釣魚の魅力はもちろん、潮の香りや波間のたゆみに日常を忘れて楽しむ娯楽として親しまれています。

その一方、車線や信号機によって進路や停止発進が明らかな陸上と異なり、海上ではそれぞれの船舶がルールを理解し、適切に運航されなければ、十分な安全を保つことは困難です。

平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間に運輸安全委員会の調査対象となった船舶事故等※3 は 4,766 件で、このうち船舶同士の衝突事故は 1,194 件(25.1%)ですが、これを遊漁船が関係した船舶事故等 179 件に限ってみると、船舶間の衝突事故が 98 件(54.7%)で、すべての船舶事故等に占める衝突事故割合の倍以上となり、特に平成 29 年は、遊漁船が関係する事故等の 7 割を衝突事故が占めています。(下図 6 及び 7 参照)

また、これまでの事故調査の結果から、遊漁船の衝突事故は5月から11月に多く、また相手船はプレジャーボートと漁船が多いこと等がわかりました。(3P 図 1、15P 図 4 及び 5 参照)

こうしたことから、今回のダイジェストは遊漁船が関係した船舶間の衝突事故をテーマとして、遊漁船の船長や乗組員、釣り宿を営まれる方々に知っていただきたいことをご紹介します。本資料が、皆様の安全に役立てば幸いです。

※3 船舶事故(船舶の運用に関連した船舶等の損傷や人の死傷等を伴うもの)と船舶インシデント(船舶事故の兆候)を合わせて「船舶事故等」といいます。



図6 調査対象の事故等種類別発生件数

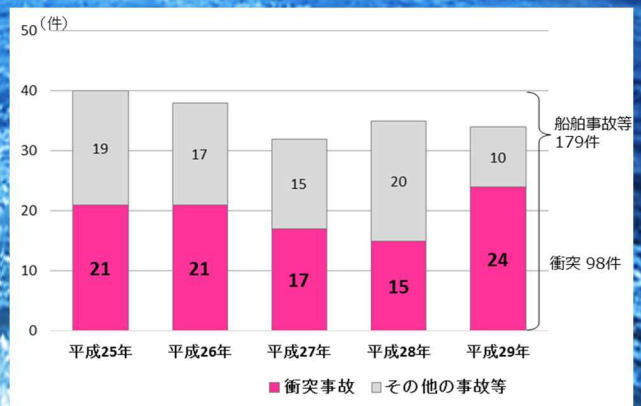


図7 遊漁船が関係した事故に占める衝突事故件数

事故防止分析官のひとこと

最近、軽装で登山に出かけて遭難したというニュースを目にします。“自分だけは荒天に遭わないだろう”という心理状況に陥って、判断を間違えてしまうのだそうです。

海上においても、“見張りをしなくても大丈夫、相手の船が見ているだろう”と互いに期待することから事故が発生し、お客様の安全にも関わることが多く起こっています。

このような心理状況は、これからのレジャーシーズン、お客様が増えて、忙しさから心に余裕がなくなることや、暑い、だるい、眠いといった状況下、注意力が低下することなどから、生じやすくなると言われています。

今年の夏も暑くなりそうですが、遊漁船を操船する皆様一人一人のお互いの心がけを通じて、安全に海を楽しむようになることを心から願っています。

「運輸安全委員会ダイジェスト」についてのご意見や、出前講座のご依頼をお待ちしております。

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-3-3

国土交通省 運輸安全委員会事務局

担当：参事官付 事故防止分析官

TEL 03-5253-8823 / FAX 03-5253-1680

URL <http://www.ml.it.go.jp/jtsb/index.html>

e-mail hqt-jtsb_analysis@ml.ml.it.go.jp

※ 当委員会は平成30年6月より平成31年2月(予定)まで大手町に仮移転しています。